

高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議設置要綱 (案)

(設置)

第1条 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援を適切かつ円滑に実施することを目的として、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。以下「女性支援新法」という。）第15条第1項及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）第5条の2の規定に基づき、高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議（以下「支援調整会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 支援調整会議は、別表1～3に掲げる構成機関に属する者及び子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課長又は女性相談支援センター所長が必要と認める者（以下「構成機関等」という。）をもって構成する。

2 支援調整会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議をもって構成する。

(代表者会議)

第3条 代表者会議は、次に掲げる事項を所掌する。は、困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援体制の地域における全体像及び支援調整会議全体の評価等を行うとともに、高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援計画に関する進捗管理や点検、見直し等を行うものとする。

(1) 困難な問題を抱える女性及びDV被害者支援調整会議（個別ケース検討会議、実務者会議）の活動状況の把握

(2) 困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援を行うための、関係機関間の連携・協働に向けた情報交換や、支援内容の改善に向けた協議

(3) その他、困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援を行うために必要な事項の検討

2 代表者会議は、別表1に掲げる構成機関等に属する者により構成する。

3 代表者会議の開催及び会議の資料は原則公開とするが、必要に応じて非公開も可能とする。

(実務者会議)

第4条 実務者会議は、次に掲げる部会を置き、困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援に関する情報交換や研修、事例検討を行うものとする。

(1) 研修部会

(2) 事例検討部会

2 研修部会は、別表2に掲げる構成機関等に属する者により構成する。

3 事例検討部会は、別表3に掲げる構成機関等に属する者により構成する。

4 実務者会議のうち研修部会の開催及び会議の資料は原則公開とし、事例検討部会の開催及び会議の資料は非公開とする。

(個別ケース検討会議)

第5条 個別ケース検討会議は、一時保護所や女性自立支援施設への入所が必要な場合や、退所時等の地域移行時において継続的な支援が必要である個別ケースについて、支援方針を検討するものとする。

2 個別ケース検討会議は、別表1～3に掲げる構成機関等に属する者のうちから、支援対象となる者に関わりを有している又は今後関わりを有する可能性がある者により構成する。

3 個別ケース検討会議の開催及び会議の資料は非公開とする。

(会議の開催)

第6条 支援調整会議は、子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課長又は女性相談支援センター所長が主宰し、必要に応じて会議を開催するものとする。

2 子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課長又は女性相談支援センター所長が必要であると認めた場合には、会議に別表に掲げる構成機関以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 支援調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、女性支援新法第15条第5項及びDV防止法第5条の3の規定により、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定に違反した者には、女性支援新法第23条及びDV防止法第30条の規定に基づく罰則が適用されることがある。

(庶務)

第8条 支援調整会議の庶務は、高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課及び高知県女性相談支援センターにおいて行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めることのほか、支援調整会議の運営に関し必要な事項は、支援調整会議内の協議において別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年11月8日から施行する。
- 2 高知県困難な問題を抱える女性及びDV被害者への支援協議会設置要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年 月 日から施行する。

別表1 代表者会議構成機関（第3条関係）

高知弁護士会
高知県立大学社会福祉学部
公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団
一般社団法人高知あいあいネット
社会福祉法人みその児童福祉会児童家庭支援センター高知みその
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
特定非営利活動法人こうち被害者支援センター
高知県母子生活支援施設協議会
高知県高等学校長協会
高知県警察本部人身安全・少年課
高知市市民協働部人権同和・男女共同参画課
高知県子ども・福祉政策部中央児童相談所
高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課
高知県子ども・福祉政策部女性相談支援センター

別表2 実務者会議研修部会構成機関（第4条関係）

高知地方法務局
高知労働局
高知地方検察庁
高松出入国在留管理局高知出張所
高知地方裁判所
高知家庭裁判所
高知県健康政策部安芸福祉保健所
高知県健康政策部中央東福祉保健所
高知県健康政策部中央西福祉保健所
高知県健康政策部須崎福祉保健所
高知県健康政策部幡多福祉保健所
高知県子ども・福祉政策部中央児童相談所
高知県子ども・福祉政策部幡多児童相談所
高知県子ども・福祉政策部精神保健福祉センター
高知市市民協働部人権同和・男女共同参画課
高知市福祉事務所
室戸市福祉事務所
安芸市福祉事務所
南国市福祉事務所
土佐市福祉事務所
須崎市福祉事務所
宿毛市福祉事務所
土佐清水市福祉事務所
四万十市福祉事務所
香南市福祉事務所
香美市福祉事務所
高知県民生委員児童委員協議会連合会
高知県人権擁護委員連合会
社会福祉法人高知県社会福祉協議会権利擁護センター
一般社団法人高知県医師会
一般社団法人高知県歯科医師会
公益社団法人高知県看護協会
公益財団法人高知県国際交流協会
高知弁護士会
法テラス高知（日本司法支援センター高知地方事務所）

高知県母子生活支援施設協議会
高知県立大学社会福祉学部
公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団
高知県女性支援推進協議会
一般社団法人高知あいあいネット
特定非営利活動法人大地の会
特定非営利活動法人こうち被害者支援センター
社会福祉法人みその児童福祉会にんしん SOS 高知みそのらんぷ
特定非営利活動法人子どもシェルターおるき
高知県警察本部人身安全・少年課
高知県文化生活部私学・大学支援課
高知県教育委員会事務局人権教育・児童生徒課
高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課
高知県子ども・福祉政策部女性相談支援センター

別表3 実務者会議事例検討部会構成機関（第4条関係）

高知県警察本部人身安全・少年課
社会福祉法人高知県社会福祉協議会
社会福祉法人みその児童福祉会にんしんSOS 高知みそのらんぷ
高知県子ども・福祉政策部子ども家庭課
高知県子ども・福祉政策部中央児童相談所
高知県子ども・福祉政策部人権・男女共同参画課
高知県子ども・福祉政策部女性相談支援センター